

件名：衛生施設で使用する電力の供給

No.	質問事項	回答
1	社長からいわき営業所長への委任状を提出し、「一般競争入札参加資格確認申請書」、「入札書」を福島支店長名で提出してよろしいでしょうか。	社長からいわき営業所長への委任状の場合、「一般競争入札参加資格確認申請書」、「入札書」はいわき営業所長名での提出となります。
2	「小売電気事業者であることを証する書類の写し」について、経済産業省HPの小売電気事業者一覧のコピーを提出してよろしいでしょうか。	経済産業省HPの小売電気事業者一覧のコピーではなく、経済産業省発行の小売電気事業者であることを証する書類の写しを提出ください。
3	入札内訳書について、基本料金単価及び電力量料金単価によらず割引単価を追記してよろしいでしょうか。	設計書に追記はせず、単価で調整してください。
4	力率割引を加味した内訳書に修正していただくことは可能でしょうか？	設計書の修正はいたしません。単価で調整してください。
5	契約書(案)について事前にご提示いただけますでしょうか。または、弊社様式を元に協議することは可能でしょうか。	契約書(案)を事前に提示することはできません。契約書は、落札者の決定後に両者協議の上で作成します。
6	契約書の締結について、「落札決定の日から7日以内に締結する」と記載されておりますが、土日を除き2月7日までに締結をすることはどうでしょうか。	土日を含め2月5日までの契約締結となります。
7	契約書の内容の協議について時間を要すると思われます。7日以内の締結が難しい場合、締結期日を延ばしていただけますでしょうか。	契約締結の期日を延ばすことはできません。落札決定の日から7日以内に契約の手続きがなされない場合には、落札の効力を失うこととなります。
8	弊社が落札した際は、支払期日や延滞利息率等、弊社の電気供給条件等に則り契約を締結いただけますでしょうか。	延滞利息等については、いわき市財務規則の規定に基づき契約を締結していただくことになります。（別紙参照）その他、本市の例規に規定のない事項については、落札者の決定後に協議の上で決定します。
9	開札時、いわき営業所の社員が出席したいのですが、副代理人の委任状の提出は必要でしょうか？	委任状がなくても開札への出席は可能ですが、再度の入札において、代理人として入札させるときは、委任状が必要です。

10	上記質問において、副代理人の委任状が必要な場合、委任状様式を提示願えますでしょうか。	市ホームページに掲載の委任状を使用ください。
11	「設計書」について、従量電灯Bおよび従量電灯Cの電力量料金単価が3段階に分かれ3種類あることから「設計書」の様式を修正してよろしいでしょうか。	設計書の修正はせず、単価で調整してください。
12	「設計書」について、不使用月は基本料金の半額を申し受けることから、「設計書」の様式を修正してよろしいでしょうか。	設計書の修正はせず、単価で調整してください。
13	別紙1「仕様書」および「設計書」において、従量電灯Bの契約電力の単位が「kW」と記載されておりますが、正しくは「A」だと思われますので確認願います。	ご指摘のとおりです。市ホームページに掲載の文書を訂正しました。
14	請求方法について、高圧契約と低圧契約をまとめることがシステム的に不可能なことから、供給場所毎に作成し郵送してもよろしいでしょうか。	請求方法は、原則、仕様書に記載の請求方法となります。
15	公共施設電力供給実績書について、現在当社にて供給者となっているので当該施設名を記載してよろしいでしょうか。	質問の対応で問題ありません。
16		
17		
18		